

**「SBI 損保の火災保険」で賃貸用共同住宅一棟全体の引受けを開始  
-示談交渉サービス付きの賃貸建物所有者賠償責任危険補償特約も新設-**

SBI 損害保険株式会社（本社：東京都港区六本木、代表取締役社長：島津勇一、以下「SBI 損保」）は、「SBI 損保の火災保険（住まいの保険）（以下「SBI 損保の火災保険」）」の商品改定を行ない、賃貸用の共同住宅一棟全体の引受けを2018年3月1日より開始いたします。また、あわせて示談交渉サービスが付いた賃貸建物所有者賠償責任危険補償特約も新たに提供を始めます。

「SBI 損保の火災保険」はお手頃な保険料と補償内容を自由に選択できる組立型の商品となっており、お客さまのニーズやご予算に応じ、基本補償の「火災、落雷、破裂・爆発」やその他の豊富な補償ラインナップから必要な補償を選択してご利用いただける商品でございます。

これまで「SBI 損保の火災保険」の保険対象となる建物の種類は、居住用建物のうち一戸建または分譲マンション等の区分所有の共同住宅のみとしておりましたが、この度の改定により賃貸用のアパートやマンション等の賃貸用共同住宅の一棟全体も新たに対象といたします。これにより、個人のお客さまだけでなく、法人や個人事業主のお客さまにもご利用いただくことが可能になります。また、賃貸用の建物の場合には、示談交渉サービスのついた賃貸建物所有者賠償責任危険補償特約も新たにご利用いただけます。保険金のお支払限度額は1事故につき1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円、3億円、5億円の中から、自己負担額は1事故につき0円、1万円、3万円、5万円の中からお選びいただくことができます。

◆SBI 損保について

URL : <http://www.sbsonpo.co.jp/>

SBI 損保は、「より多くのお客さまの生活に、より大きな安心をお届けするために」という理念のもと、インターネットを最大限活用し、お客さまによりわかりやすく、より利便性の高い損害保険サービスの提供に努めるとともに、お客さまにとって身近で信頼される損害保険会社を目指します。

**会社概要**

商号 : SBI損害保険株式会社  
所在地 : 東京都港区六本木1-6-1  
設立 : 2006年6月1日  
資本の額 : 329億円（うち資本金165億円、資本準備金164億円）  
事業内容 : 損害保険業

<本プレスリリースに関するお問い合わせ先>

SBI 損害保険株式会社 マーケティング部

TEL : 03-6229-0061